

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 石井 暁夫 様 あて名 〒530-0041 日本国大阪府大阪市北区天神橋2丁目北1番21号 八千代ビル東館		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 22.05.2007	
出願人又は代理人 の書類記号 A4990		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2007/052945	国際出願日 (日.月.年) 19.02.2007	優先日 (日.月.年) 08.03.2006	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A01C11/02(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) ヤンマー株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input checked="" type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見
2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日 10.05.2007			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 伊藤 昌哉 電話番号 03-3581-1101 内線 3237	
		2B	8808

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に不可欠なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

a. タイプ 配列表

配列表に関連するテーブル

b. フォーマット 紙形式

電子形式

c. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの

この国際出願と共に電子形式により提出されたもの

出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの

3. さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

4. 補足意見：

第IV欄 発明の単一性の欠如

1. 追加手数料の納付命令書（様式PCT/ISA/206）に対して、出願人は、規定期間内に、
- 追加手数料を納付した。
 - 追加手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申し立てた。
 - 追加手数料の納付と共に異議を申し立てたが、規定の異議申立手数料を支払わなかった。
 - 追加手数料を納付しなかった。
2. 国際調査機関は、発明の単一性の要件を満たしていないと判断したが、追加手数料の納付を出願人に求めないこととした。
3. 国際調査機関は、PCT規則 13.1、13.2 及び 13.3 に規定する発明の単一性を次のように判断する。
- 満足する。
 - 以下の理由により満足しない。
請求項 1 - 3、請求項 4 - 6 の 2 つの発明群に共通する特別な技術的特徴はない。
したがって、これら 2 つの発明群は、単一性を有さない。

4. したがって、国際出願の次の部分について、この見解書を作成した。

すべての部分

請求の範囲 _____ に関する部分

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲	1-3	有
	請求の範囲	4-6	無
進歩性 (IS)	請求の範囲		有
	請求の範囲	1-6	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求の範囲	1-6	有
	請求の範囲		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 61-111615 A (井関農機株式会社) 1986.05.29
 文献2 : JP 57-51522 A (井関農機株式会社) 1982.03.26
 文献3 : JP 2003-180109 A (三菱農機株式会社) 2003.07.02
 文献4 : JP 56-72614 A (井関農機株式会社) 1981.06.16

請求項1、2に対して

文献1には、各条止めクラッチ機構に対応するクラッチレバーを、前方に回動したときは苗植付け機構を駆動し、後方に回動したときは苗植付け機構を停止するように設けた乗用型田植機が開示されている。

一般にレバーにおいて、レバーがどの程度の傾斜に倒れるように構成するかは適宜設計し得ることであり、文献2-4には、レバーが水平に近い状態に倒れるようにした構成が開示されている。

してみると、文献1のクラッチレバーを、レバーが水平に近い状態に倒れるように構成することは、当業者には容易なことである。

したがって、本願の請求項1、2に係る発明は、文献1-4により進歩性を有さない。

請求項3に対して

文献1には、クラッチレバーをばね手段における支点越えにて保持する構成が開示されている。

したがって、本願の請求項3に係る発明は、文献1-4により進歩性を有さない。

請求項4-6に対して

文献1には、各条止めクラッチ機構に対応するクラッチレバーを、苗植付け機構の各条止めクラッチの配置に倣って、操縦座席の両側に配置した構成が開示されている。

したがって、本願の請求項4-6に係る発明は、文献1により新規性、進歩性を有さない